# デジタル庁政策評価基本計画

令和4年3月29日 内閣総理大臣決定

本基本計画は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第6条及び「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、デジタル庁における政策評価を計画的かつ適切に実施することを目的に定めるものである。具体的には以下の各事項を念頭に置きながら、評価法、基本方針及び本基本計

画で定める要領により政策評価を実施することとする。

- 1. 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底する。
- 2. 国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。
- 3. 国民的視点に立った成果重視の行政の実現を図る。
- 4. デジタル庁のミッション・ビジョン・バリューを体現する。
- 5. デジタル庁における政策相互の適切な連携・融合を一層推進する。

なお、本基本計画における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案する行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」(評価法第2条第2項)であり、以下で定義される「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」全てを指すものである。

「政策(狭義)」: 特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり

「施策」:上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策と捉えられるもの

「事務事業」:上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの

#### 1 計画期間

本基本計画の対象期間(以下「計画期間」という。)は、令和3年9月1日 から令和8年3月31日までとする。

#### 2 政策評価の実施に関する方針

- (1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方
  - ① デジタル庁の政策について政策評価を実施することにより、

ア 政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進

展による国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成 果重視の行政の実現

- イ 政策評価に関する一連の情報の公表に伴い国民に対する行政の説明 責任の徹底が図られることによる政策及びそれに基づく活動について の透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼性の向上 を図る。
- ② デジタル庁の担う広範な行政分野において、政策評価を実施することにより前項に記載する効果を上げるには、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保することが必要である。

このため、デジタル庁の主要な政策について予算体系との整合性を確保し、当該政策の基本目標及びその下で具体的にどのような施策目標を達成しようとするのかという関係をあらかじめ明らかにした上で、政策評価を実施する。

また、政策が複数の行政機関に関係する政策と関連する場合は、当該複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努める。

なお、国民的視点に立った成果重視の行政を実現するためには、政策の 目標は当該政策が実現を目指す成果 (アウトカム)、すなわち、政策の実 施により社会等が変化し、結果として国民にどのような便益がもたらさ れたかを表すことが重要である。

- ③ 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定) において政策評価の機能の発揮について定められたことを踏まえ、施政方 針演説等で示された政策について、政策評価を適時的確に実施することが 重要である。
- ④ 統計改革推進会議の最終取りまとめ(平成29年5月)において、「我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進する必要がある。」と示されたこと、骨太方針2017(平成29年6月閣議決定)において、「証拠に基づく政策立案(EBPM)と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する」旨明記されたことを踏まえ、デジタル庁においても、ロジックモデルの作成・活用を中心とした EBPM の実践に積極的に取り組むこととする。
- ⑤ 行政改革推進会議(令和3年12月)などにおいて検討が行われている データを活用したスピーディな政策サイクルの中で、柔軟に政策の見直し を図るいわゆる"アジャイル型政策形成・評価、"の在り方について、デ ジタル庁においても政府の検討状況等を注視する。

# (2) 政策評価の方式

① デジタル庁の評価方式

政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて、実績評価方式、 事業評価方式又は総合評価方式を用いる。

# ② 実績評価方式

実績評価方式は、評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価する方式であることから、デジタル庁の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用する。

# ③ 事業評価方式

事業評価方式は、事業を対象としてあらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式であることから、事業やその実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断や、一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等に活用する。

# ④ 総合評価方式

総合評価方式は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析 し評価する方式であることから、分野横断的なテーマを設定して若しくは 特定の評価目的を設定して又はデジタル庁の主要な政策の評価の結果を 受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、デジタ ル庁の政策評価を充実する評価方式として活用する。

## (3) 評価・検証の方法

- ① 実績評価方式(目標管理型)による政策評価は、毎年度目標を定め、その達成度合いを単年度実績に基づき評価する。目標の達成状況が芳しくない事務事業は、年度途中であっても、早期に問題点を把握し改善・見直しを図る。
- ② 総合評価方式による政策評価は、重点計画やシステムの整備方針等に沿って適正な事業の実施がなされているか等について、その成果、有識者の意見等を参考に多角的な分析を行う。
- ③ 評価の結果については、有識者等の意見も聴取した上で、目標の達成状況を分析し、改善策を検討するなど、次期計画の政策や施策の見直し・目標の再設定などに積極的に活用する。

### 3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて、評価 法第3条第1項に明示された以下の(1)~(3)の観点を選択、具体化し、 加えて(4)~(9)の観点について、当該政策がデジタル庁の任務遂行上、 有効か否かを確認しつつ総合的に実施する。

## (1) 必要性

政策効果から見て、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

(2) 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

(3) 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

(4) 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、 あるいは分配されるものとなっているか明らかにする。

(5) 優先性

他の観点を踏まえて当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかに する。

(6) ミッション・ビジョン・バリュー当該政策の実施がミッション・ビジョン・バリューの実現等に寄与してい

るかを明らかにする。

(7) 担当参事官間の連携

当該政策について、個別の政策を担当する参事官(以下「担当参事官」という。)間における十分な連携が図られた上で実施されたものかを明らかにする。

(8) 他の評価スキームとの連携

行政事業レビュー等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

(9) 政策評価の政策への反映

当該政策を実施するに当たり、過去に実施した政策評価で判明した課題 への対応が十分図られているかを明らかにする。

### 4 政策効果の把握に関する事項

(1) 政策の効果の把握の方法

政策の効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策の効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いる。

その際、できる限り政策の効果を定量的に把握することができる手法を 用い、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施 の確保に結び付かない場合においては、政策の効果を定性的に把握する手法を用いる。この場合においても、できる限り客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図る。

(2) 政策の効果の把握に当たっての留意点

政策の所管部局等は、当該政策に基づく活動の実施過程等を通じて政策の効果の把握に必要な情報が効果的・効率的に入手できるよう、また、情報収集等により相手方に過大な負担をかけることがないよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮する。

# 5 事前評価の実施に関する事項

- (1) 基本的考え方
  - ① 事前評価は政策やその実施手段の企画立案等に当たり、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策の効果を基礎として的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行う。
  - ② 事前評価については、政策の効果が発現した段階において事後評価によりその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていく。
  - ③ 研究開発を対象とする事前評価は、評価法、基本方針及び本基本計画で 定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28年12月21日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)等 を踏まえて行う。
- (2) 事前評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事前 評価の取組方針
  - ① 基準とする評価方式 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。
  - ② 事前評価の対象政策
    - ア 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。
      - (a) 評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策
      - (b) 庁令、告示及び通達の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策(政策評価担当参事官(政策評価に関する事務を担当する参事官をいう。以下同じ。)が別に定めるものに限る。)
      - (c) その他事前の検証が必要と認められる政策
    - イ 上記アに該当する政策のうち、研究開発、公共事業及び政府開発援助

に係る評価の単位は、その特性等に応じて、予算上の事業単位又は箇所付け、案件採択等を行う事業等の単位を基本とする。

ウ 上記アに該当する政策のうち、租税特別措置等(国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の行政目的の 実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものをいう。以下同じ。)に係る評価の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位とする。

# 6 事後評価の実施に関する事項

- (1) 基本的考え方
  - ① 事後評価は、デジタル庁の主要な政策についてその状況を国民に明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善、新たな政策やその実施手段の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行う。
  - ② 研究開発を対象とする事後評価は、評価法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、大綱的指針等を踏まえて行う。
- (2) 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後 評価の取組方針
  - ① 基準とする評価方式 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式 とする。
  - ② 事後評価の対象政策
    - ア 予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した以下に掲げるデジタル 庁の主要な政策については、計画期間内において、政策1については実 績評価方式、政策2については総合評価方式により政策評価を実施する。

政策1 デジタル社会の形成に関する施策の推進

政策2 情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進

- イ 次のいずれかに該当する政策で評価法第7条に規定する実施計画(以下「実施計画」という。)で定める政策については、当該政策の特性等に 応じた評価方式により政策評価を実施する。
  - (a) 評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策(研究開発、公共事業、政府開発援助及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号。以下「政令」という。)第3条第6号に規定する政策に限る。)であって、事後の検証が必要と認められるもの
  - (b) 政令第3条第7号及び第8号に規定する法人税、法人住民税及び法

人事業税に係る租税特別措置等(3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。)

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して、5(2) ②ア(a)に規定する政策として事前評価を実施した場合は、事後評価の 要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しな い。

- (c) 5 (2) ②ア(b) に規定する政策であって、事前評価を実施したもの
- (d) その他事後の検証が必要と認められる政策
- ウ 評価法第7条第2項第2号に規定する政策については、実施計画に上 記ア及びイとは別に規定し、当該政策の特性等に応じた評価方式により 政策評価を実施する。
- エ 分野横断的なテーマ若しくは特定の評価目的を設定し、又はデジタル 庁の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認めら れる政策については、総合評価方式により政策評価を実施する。
- オ 研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに租税特別措置等の評価は、 5 (2)②イ及びウの事前評価の単位を基本とする。
- ③ デジタル庁の主要な政策の評価の方法

デジタル庁の主要な政策の実績評価方式による評価は、あらかじめ、当該政策とその基本目標及びその下で達成すべき施策目標を明らかにし、その達成度合いを測るための目標(値)を設定した指標(以下「基本目標等」という。)を設定、公表し、それらの達成度合いについて、政策評価を行う。

基本目標等については、毎年度当初に設定し、基本目標等の設定に当たって前提とした事情が大きく変化したこと等により、これらを変更せずに評価することが適当ではないと認められる場合にあっては、速やかにこれらの見直しを行い、その結果を公表する。

#### ④ 実施計画

実施計画は、各年度における事後評価の対象とする政策及び当該政策ご との具体的な事後評価の方法について定めるものとし、当該評価を実施す る年度当初に策定し、公表する。

# 7 学識経験者等の知見の活用に関する事項

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、広範な視点からできる限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に生かされ、政策の質を高めることに意義がある。したがって、政策評価の実施に当たっては、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等(以下「学識経験者等」という。)の協力を得ることが重要である。

具体的には、政策評価による政策のマネジメント・サイクルの在り方、デジタル庁の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、学識経験者等から意見を聴取するなどにより積極的にその知見を活用する。

# 8 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

## (1) 基本的考え方

政策の所管部局及び政策評価担当参事官は、政策評価の結果を政策の企画立案作業(予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。)における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。

## (2) 具体的な仕組み

① 政策所管部局への情報提供

政策の所管部局等は、政策評価の結果を政策の企画立案作業に活用できるよう、評価結果を速やかに関係する各部局に共有するとともに評価過程における情報を必要に応じて提供する。

② 政策評価担当参事官への反映状況の報告 政策の所管部局等は、実績評価方式、事業評価方式又は総合評価方式に よる評価を実施した政策について、その評価結果の政策への反映状況を政 策評価担当参事官に報告する。

③ 反映状況の公表

政策評価担当参事官は、上記②により報告を受けた内容を速やかに取りまとめ、評価法第11条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況(以下「政策への反映状況」という。)として、総務大臣(行政評価局)に通知するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

## 9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

#### (1) 基本的考え方

- ① 評価書においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、評価法第10条第1項各号に掲げられている事項について分かりやすくかつ具体的に記載する。なお、政策評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにする。評価書の要旨においては、評価書の主な内容を簡潔に記述することにより政策評価の結果を分かりやすく示す。
- ② 政策への反映状況の公表は、政策評価の結果及び当該結果に基づく措置 状況(内容、時期、今後の予定等)を分かりやすくかつ具体的に記載した ものにより行う。

③ 評価法第10条に基づく評価書及びその要旨等の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の考え方に基づき適切に対応する。

# (2) 具体的方法

政策評価結果等の公表は、デジタル庁ウェブサイトへの掲載、記者発表等 国民が容易に入手できる方法で行う。

# 10 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 実施体制

政策評価の実施に当たっては、政策評価に関する事務を担当する統括官 (以下「政策評価担当統括官」という。)の下、政策評価担当参事官と、担 当参事官及び予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関す る庁全体の調整を担当する参事官(以下「調整担当参事官」という。)は、 相互に連携を図りながら、以下のような役割分担により行うものとする。 なお、政策評価担当参事官は、必要に応じ、デジタル庁の政策の横断的評価 を行うものとする。

- ① 政策評価担当統括官の役割 デジタル庁における政策評価の円滑かつ的確な実施の確保
- ② 政策評価担当参事官の役割
  - ア 基本計画、実施計画の策定等政策評価に関する基本的事項の企画及び 立案
  - イ 政策評価の結果等を記載した評価書及びその要旨(以下「評価書等」という。)の案の審査、取りまとめ
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか政策評価の総括
- ③ 担当する政策に関する担当参事官の役割
  - ア 政策評価の実施
  - イ 評価書等の案の作成
- ④ 調整担当参事官の役割 必要に応じて政策評価担当参事官と相互に連携・協力
- ⑤ その他
  - ア 政策評価担当参事官は、評価の客観性、評価手法の適正性、評価内容の妥当性、国民に分かりやすいものとなっているか、デジタル庁における政策相互の整合性・連携が取れているかなどの観点から審査する。その過程で、必要に応じ、政策評価担当参事官は、個別政策担当参事官に対し説明を求め、意見を述べることができるものとする。

イ デジタル庁内にて「デジタル庁政策評価委員会」を開催し、デジタル庁 の政策評価に関する重要事項について審議を行う。

# (2) 評価方法の改善について

政策評価担当参事官を中心に、評価手法等の調査研究を進めるとともに、 政策評価を担当する人材の養成のための研修、その他必要な方策を講じるこ とにより、政策評価手法等の改善を図っていくものとする。また、政策評価 手法等について国民から寄せられた意見・要望についても、その改善に積極 的に活用するものとする。

(3) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、戦略・ 組織グループ総務担当政策評価班とし、インターネットのホームページ等を 活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関 係する部局等において適切に活用する。

(4) 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し政策評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図る。

## 11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- (1)毎年度の評価書の提出時期等、本基本計画に定める事務の実施に必要な事項は、政策評価担当参事官が別に定める。
- (2) 本基本計画については、評価法又は基本方針の見直し、政策の効果の把握 の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等 を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行う。

附 則(令和4年3月29日デジタル庁訓令第3号) この訓令は、令和4年3月29日から施行する。